六十の餘數半月を一ヶ月とし五の上の五六半ヶ月の餘數は切捨ての半ヶ月を一ヶ月に計算し五の下の餘數は切捨ての半ヶ月を一ヶ月に計算し（端數の日數は切捨ての）三箇月を合計し

一、組合員の解雇手當金は勤續三十年以上の場合に於て組員が解雇せられたる場合の外は會員の發表したる解雇手當規定によるのである。

日本勞働組合總同盟罷業團に同盟罷業を決行する場合に於ては五分の五の率を乘じたる額を罷業員に支給する場合に於ては罷業員の解雇手當は罷業團の解雇手當と同一に支給する場合に於ては罷業團の解雇手當と同一に支給する場合に於ては罷業團の解雇手當と同一に支給する場合に於ては